

## 条 例 案 の 概 要

### 議案第1号 幸手市職員定数条例の一部を改正する条例

#### 1 内 容

(1) 休職者等を職員定数から除くことができる旨を規定

ア 次の職員を定数外とすることができる規定を追加

(ア) 育児休業をしている職員

(イ) 休職を命じられている職員

(ウ) 他の地方公共団体に派遣されている職員

イ 上記アの休職者等が復職し、又は職務に復帰した場合は、その日から1年を超えない期間は職員定数外とすることができる規定を追加

(2) 今後の配置状況を見据えた職員定数への変更

市長部局 310人 → 320人

(第2条関係)

#### 2 施行期日

令和5年4月1日

### 議案第2号 幸手市庁舎建設審議会条例

#### 1 内 容

幸手市庁舎建設審議会設置について、新たに審議会の設置、所掌事項、組織及び委員、その任期などを規定するもの

(1) 所掌事項

市長の諮問に応じ、庁舎の建設に関する事項を調査審議するもの

(第1条関係)

(2) 組織及び委員 13人以内

ア 知識経験を有する者

イ 地域団体等の代表者

ウ その他市長が特に必要と認める者

(第2条関係)

## 2 施行期日等

- (1) 施行期日 令和5年4月1日
- (2) 幸手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表2 附属機関の委員の表に新たに庁舎建設審議会委員の項を加える。

### 議案第3号 幸手市犯罪被害者等支援条例

#### 1 内 容

犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、この条例を制定するもの

- (1) 基本理念（第3条関係）
- (2) 市の責務（第4条関係）
- (3) 市民の責務（第5条関係）
- (4) 事業者の責務（第6条関係）
- (5) 相談及び情報の提供等

犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うことについて規定するもの

（第7条関係）

- (6) 見舞金の支給

犯罪被害者等に対して支給する見舞金について規定するもの

ア 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の遺族に対して支給

イ 障害見舞金 犯罪行為により障害を受けた者に対して支給

（第8条関係）

- (7) 日常生活の支援

犯罪被害者等の日常生活の支援に関する施策を講ずることについて規定するもの

（第9条関係）

(8) 安全の確保

犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防ぐため、その安全を確保するために必要な措置を講ずることを規定するもの  
(第10条関係)

(9) 市民及び事業者の理解の増進

犯罪被害者等支援に関し、住民等及び事業者の理解を深めるための施策について規定するもの  
(第11条関係)

(10) 人材の育成

犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な支援を行う措置を講ずることを規定するもの  
(第12条関係)

(11) 民間支援団体の支援

民間支援団体の活動の促進を図るために必要な支援を行うことを規定するもの  
(第13条関係)

2 施行期日等

(1) 施行期日 令和5年4月1日

(2) 見舞金の支給の規定については、この条例の施行日以後に行われた犯罪行為により死亡した者の遺族又は傷害を受けた者について適用する。

議案第4号 幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 内 容

国民健康保険税の課税額の限度額の改正

限度額の改正

基礎課税額 63万円 → 65万円

後期高齢者支援金等課税額 19万円 → 20万円

(第2条関係)

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

### (2) 適用区分

改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 5 号 幸手市保健福祉総合センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

令和 5 年 6 月 3 0 日をもって入浴施設の廃止並びに教養娯楽室(2)及び(3)の貸出を終了するため必要な改正を行うもの

(第 1 2 条及び別表関係)

### 2 施行期日

令和 5 年 7 月 1 日

## 議案第 6 号 幸手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 9 条第 2 項の規定により、市の独自利用事務として個人番号を利用する事務を新たに条例に追加するもの

- (1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
- (2) 訪問介護等の利用者負担軽減措置に関する事務
- (3) 社会福祉法人等による介護保険サービス及び地域支援事業の利用者負担軽減に関する事務

(別表第 1 及び別表第 2 関係)

### 2 施行期日

公布の日

議案第 7 号 幸手市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

1 内 容

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号）の施行に伴う子ども・子育て支援法の引用条項の改正  
第 7 7 条第 1 項 → 第 7 2 条第 1 項

（第 1 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 8 号 幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号）の施行に伴う子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）及び学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の引用条項の改正並びに民法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 0 2 号）の一部の施行に伴う懲戒権に関する規定の削除をするもの

(1) 子ども・子育て支援法の引用条項の改正

第 1 9 条第 1 項第 1 号 → 第 1 9 条第 1 号

（第 4 条、第 6 条から第 8 条、第 1 3 条、第 2 0 条、第 3 5 条、第 3 6 条、第 3 7 条、第 3 9 条、第 5 1 条及び第 5 2 条関係）

(2) 学校教育法の引用条項の改正

第 2 5 条 → 第 2 5 条第 1 項

（第 1 5 条第 1 項第 3 号関係）

(3) 主務大臣の変更の改正

厚生労働大臣 → 内閣総理大臣

（第 1 5 条第 1 項第 4 号関係）

(4) 懲戒権に関する規定の削除

（第 2 6 条関係）

## 2 施行期日

- (1) 上記(1)、(2)及び(3)について 令和5年4月1日
- (2) 上記(4)について 公布の日

議案第9号 幸手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

## 1 内 容

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴う必要な規定の整備及び民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）の一部の施行に伴う懲戒権に関する規定の削除をするもの

- (1) 乳幼児の安全及びその実効性を確保させるため、家庭的保育事業者等に安全計画を策定させ、必要な措置を講じさせるもの  
(第7条の2関係)
- (2) 家庭的保育事業者等が自動車を運行する場合、利用者の所在を確認することについての規定を追加するもの  
(第7条の3関係)
- (3) 他の社会福祉施設等を併せて設置する場合に、インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員の基準を緩和するもの  
(第10条関係)
- (4) 懲戒権に関する規定の削除  
(第13条関係)
- (5) 感染症や食中毒の予防及びまん延防止のため、研修及び訓練を定期的に実施するよう規定を改めるもの。  
(第14条第2項関係)

## 2 施行期日

- (1) 上記(1)から(3)及び(5)について 令和5年4月1日
- (2) 上記(4)について 公布の日

議案第10号 幸手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴う必要な規定の整備を行うもの

- (1) 児童の安全及びその実効性を確保させるため、放課後児童健全育成事業者に安全計画を策定させ、必要な措置を講じさせるもの

（第6条の2関係）

- (2) 放課後児童健全育成事業者が自動車を運行する場合、利用者の所在を確認することについての規定を追加するもの

（第6条の3関係）

- (3) 感染症や非常災害発生時において、支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るため、放課後児童健全育成事業者に業務継続計画を策定させ、必要な措置を講じさせるもの

（第12条の2関係）

- (4) 感染症や食中毒の予防及びまん延防止のため、研修及び訓練を定期的に実施するよう規定を改めるもの

（第13条第2項関係）

2 施行期日等

- (1) 施行期日 令和5年4月1日

- (2) 経過措置

改正後の第6条の2の規定の適用については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間は、努力義務とする。

議案第 11 号 幸手市手数料条例の一部を改正する条例

1 内 容

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）の一部改正がされ、誘導仕様基準の新設に伴う新たな手数料の設定及び金額の欄における区分の見直しをするもの

（別表 65 の項、67 の項、70 の項及び 72 の項関係）

2 施行期日

公布の日